

退職後の健康保険加入のご案内

※ 健康保険組合や共済組合等の協会けんぽ以外に加入されている方は、各保険者にお問い合わせください。

退職後も保険診療を受けるためには、新たに健康保険へ加入しなければなりません。

次の3つから保険料や給付内容を比較のうえ、ご本人で選択された健康保険へ手続きする必要があります。
なお、**在職中の健康保険証が使用できるのは退職日まで**です。（退職時に事業所へご返却ください。）

加入先	協会けんぽの 健康保険任意継続 に加入する	市区町村の 国民健康保険 に加入する	健康保険の 被扶養者になる
手続先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の方の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none">退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上必要です。退職日の翌日から20日以内に加入手続きをしてください。 (郵送の場合は必着となります)	<ul style="list-style-type: none">お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none">ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。 詳しくはご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none">保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額が、2年間続きます。ただし、都道府県支部で保険料率が異なるため、お住まいと退職前に加入されていた都道府県支部が異なる場合は、保険料を2倍にした額にならないことがあります。40歳以上65歳未満の方は、介護保険料が加わります。保険料には上限があります。法改正や保険料率の変更により、保険料額が変わることがあります。	<ul style="list-style-type: none">保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。倒産・解雇、雇止めなどにより離職した場合は、保険料が軽減されることがあります。お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>ご注意ください！ 協会けんぽの任意継続の加入期間中は、国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になるといった理由により途中でやめることはできません。</p></div>

Q 失業して収入がなくなったことにより、保険料の支払いが困難ですが、減免措置などの特例はありますか？

任意継続には退職理由による減免措置はありません。ただし、「倒産・解雇」や「雇止め」などによる離職をされた方は、国民健康保険料（税）が軽減されることがあります。

A. **対象者** ①倒産・解雇等の事業主都合により離職した方（雇用保険の特定受給資格者）
②雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）

軽減額 国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。軽減措置は、前年の給与所得を30/100として軽減し、保険料に反映するものです。

軽減措置に該当される方は、任意継続保険料より国民健康保険料がお安くなることがあります。
また、制度の詳しい内容は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

協会けんぽの 保険給付

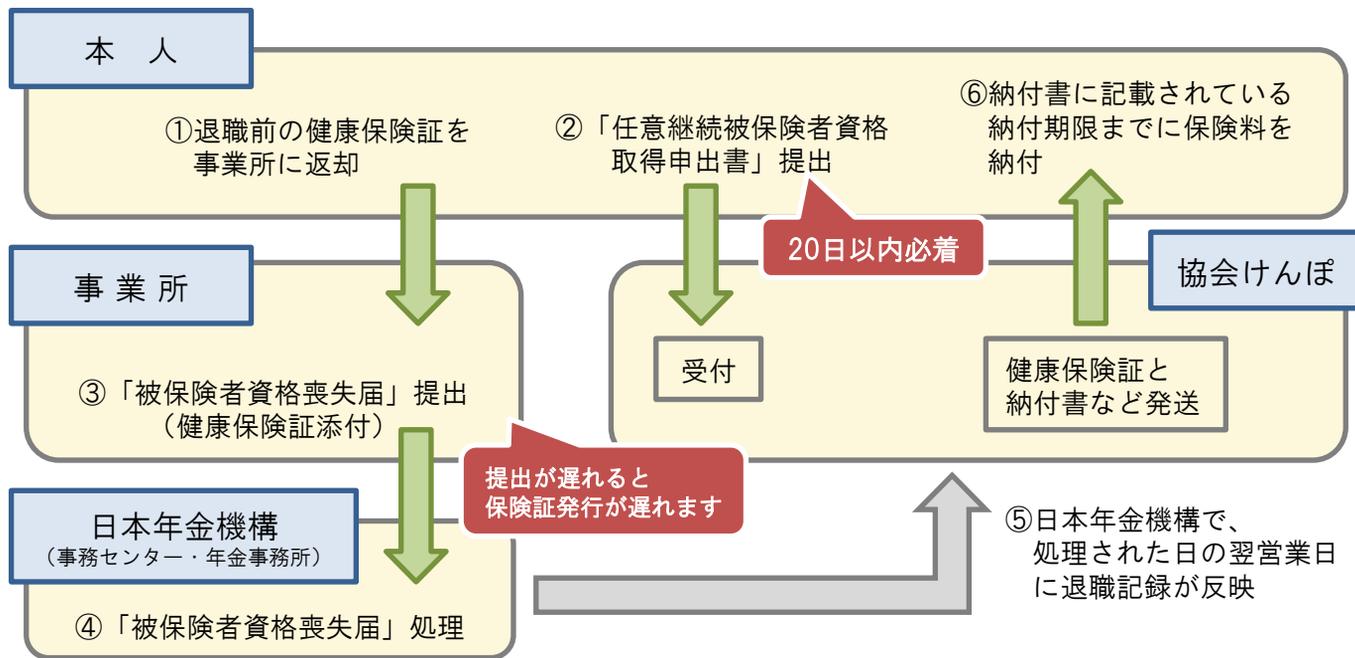
- 医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。
- 在職中と同様の給付金（傷病手当金および出産手当金を除く）を受けられます。
※ 退職後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、任意継続と関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。

任意継続加入の手続きから保険証発行までの流れ

お住まいの協会けんぽ都道府県支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を **退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）にご提出ください。

郵送による受付も行っていきます。郵送で申請される場合は、**20日以内に必着** するようお送りください。

※ 資格取得申出書の裏面に任意継続の加入期間など「大切なお知らせ」が記載されていますので、必ずご確認ください。



Q 在職中の保険証を事業所に返却したので、資格取得申出書（②欄）の記号・番号を記入することができません。どうすれば良いですか？

A お手元に保険証がなく記号・番号が不明の場合は、空欄のままご提出ください。

Q 病院で診療を受けたいので、保険証を早くほしいのですが、どうすれば良いですか？

A 保険証の作成は、勤務されていた事業所から日本年金機構に「被保険者資格喪失届」が提出され、処理された日の翌営業日となります。したがって、少しでも早くお手元に届くよう、退職の際に勤務先の事務担当者の方へ「退職後に健康保険の任意継続加入を希望しているため、日本年金機構へ「被保険者資格喪失届」を速やかに提出してほしい」旨をご説明ください。

Q 保険証を協会窓口で受け取ること（即日交付）ができますか？

A 保険証は、本協会システムで在職時の健康保険資格喪失の確認ができないと交付することができません。そのため、窓口に来訪されてもお渡しできない場合がありますので、即日交付可能か必ずお電話で確認のうえお越しくください。

また、窓口交付については、お越しになられる方の本人確認できる身分証明書（免許証・住民基本台帳カード（写真付）など）が必要になります。

※ 年金事務所内の相談窓口においては、保険証の受け取りはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q 任意継続の手続き中のため保険証が手元にない場合でも、病院で診療を受けられますか？

A 保険証を提示できない場合は、自費診療（全額負担）となります。自費診療となった場合は、療養費の支給申請をいただくと、保険者負担分（医療費の7割～9割）の払い戻しを受けられます。

任意継続の加入期間

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。
ただし、次の理由に該当する場合は、2年を経過する前に任意継続の資格を喪失することになります。

- ① 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ② 被保険者の方が就職して他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき
- ③ 被保険者の方が亡くなられたとき
- ④ 被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき

Q. 国民健康保険に加入するため、健康保険任意継続を途中でやめることはできますか？

A. 「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で、希望の日にやめることはできません。ただし、上記の①から④の資格喪失理由に該当する場合は、2年を経過する前に資格喪失となります。

被扶養者の方がいる場合に添付いただく書類

ご家族を扶養家族として手続きを行う場合は、収入条件等があり、収入確認できる書類等が必要になります。

■ 被扶養者になるための条件

- 被保険者の収入で生計を維持している三親等内の親族である。
- 年間収入が130万円未満である。（60歳以上の方または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の方は、年間収入が180万円未満）
- ※ 別居の場合には、その方の収入を上回る仕送り額が必要となります。
- ※ 被保険者と同居していることが条件の「配偶者、子、孫、弟妹、父母や祖父母（直系尊属）以外の三親等内の方」は、同一世帯（同居）の必要がありますので、収入確認書類のほか、被保険者及び被扶養者双方の住民票が必要です。
- ※ 被保険者と被扶養者の苗字が異なる場合は、続柄の確認できる戸籍謄本などが必要となります。

■ 収入確認ができる書類（以下の例以外にも、生計維持を確認する書類が必要な場合があります。）

※ 在職中から被扶養者になられている場合でも、あらためて収入確認のできる書類が必要となります。

無収入の方 （家事専業者、無職など）	市区町村長が発行する直近の所得証明書・非課税証明書
パート、アルバイトなどの 給与収入がある方	市区町村長が発行する直近の所得証明書・非課税証明書、源泉徴収票（写）、勤務先の給与証明書、直近3か月の給与明細等（写）のいずれか
年金収入のみの方	1年間に受給する金額が記載されている年金額改定通知書、または年金の振込通知書（写）等の書類のいずれか
自営業や農業、不動産収入 などがある方	直近の確定申告書（写）
会社を退職された方	会社を退職したことを証明する離職票（写）など
失業給付等を受給中の方	雇用保険受給資格者証（写） ※ 日額3,612円未満、60歳以上の方は日額5,000円未満の方が認められます。
大学生、専門学校生、高校生 （夜間除く）の方	添付いただく書類はありません。 ※ 職業欄に学校名、学年を記入してください。
小学生・中学生 就学前の方	添付いただく書類はありません。

任意継続保険料の納付について

初回の保険料納付

健康保険証をお送りする際に、納付書を同封しますので、納付書に記載している納付期限までに納付してください。

初回保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者資格を遡って取り消すこととなりますので、納付忘れにご注意ください。

- 保険料は、加入した月から必要となります。また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。加入が月初めでも月末でも同じ1か月分の保険料を納付していただくこととなります。
なお、資格取得日はお手続きの日、任意継続健康保険の保険証が届いた日に関わらず、退職日の翌日となります。

『例1』 3月30日に退職したとき

事業所の健康保険を**3月31日**に資格喪失

健康保険任意継続を**3月31日**に資格取得

3月分から納付が必要

『例2』 3月31日に退職したとき

事業所の健康保険を**4月1日**に資格喪失

健康保険任意継続を**4月1日**に資格取得

4月分から納付が必要

毎月の納付期限 (2回目以降)

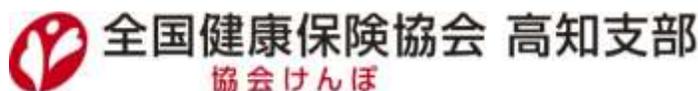
毎月の保険料は、月初めに送付される納付書で、その月の10日（10日が土日、祝日の場合は翌営業日）の納付期限までに納付してください。

- 正当な理由なく納付期限までに保険料を納められなかった場合は、納付期限の翌日で資格を失うことになり、**保険証は使用できなくなります** でお気を付け下さい。
また、月の5日頃までに納付書が届かない場合には、お手数ですが当協会までご連絡ください。
- 毎月納付のほかに「口座振替による納付」「前納（まとめ払い、割引あり）」があり、資格取得申出書裏面の右頁に詳しい内容を記載しておりますので、参考にしてください。

Q 事業所を退職したときに、給与から保険料が控除されていますが、二重払いではないでしょうか？

A 事業所で控除された保険料と、任意継続健康保険の保険料が二重払いになることはありません。保険料は加入した月分は必要ですが、資格を喪失した月（退職日の翌日の属する月）分は必要ありません。
ただし、加入した月と資格を喪失した月が同月の場合は、その月の保険料が必要です。

協会けんぽ健康保険任意継続の申請書のご提出やお問い合わせは、お住まいの協会けんぽ都道府県支部へお願いいたします。



〒780-8501 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル6階
TEL 088-820-6014 受付時間 8:30～17:15 (平日)

各種申請書・記入例は協会けんぽのホームページから印刷できます。http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

支部名	所在地	電話番号
愛媛	〒790-8546 松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル	089-947-2100
香川	〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570
徳島	〒770-8541 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館	088-602-0250